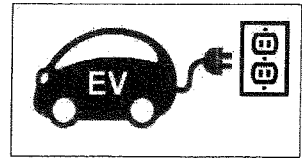


再通知

ハイブリッド、電気自動車の高電圧部位の整備
サービスプラグ脱着する場合
修了しておく必要がある特別教育です

低圧電気取扱い特別教育の再案内



令和元年8月1日の労働安全衛生法の改正があり、ハイブリッド車等の普及に伴いこれら自動車の高電圧整備・取扱いに特化したカリキュラムの策定が行われ、本特別教育の教育時間が『7時間以上』と改正されました。

これにより、当会では従来2日間(14時間)の教育を実施しておりましたが、**今回より1日間(7時間)特別教育**を開催致します。受講希望者は、下記申込用紙に必要事項を記入しFAXでお申込ください。

※ 特別教育の主旨

事業者は、労働者をハイブリッド、電気自動車の高電圧部位の整備に労働者をつかせるとき、業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないことが、労働安全衛生法で義務付けられています。また、特別教育は、本来事業者が事業内訓練として実施しても構いません。

日 時	令和2年10月23日(金) 9:00~17:00 (7時間)
場 所	自動車整備振興会 附属実習場
受 講 料	5,000円(昼食付き) ※会員外は10,000円
定 員	20名(先着順)
教 材	トヨタハイブリッド車、日産電気自動車またはハイブリッド車の2台

受 講 申 込 書

受講者氏名(フルネームで記載)	1.		
	2.		
事業場名		担当者	

10月7日(水)までにFAXにてお申込みください。【 FAX:0157-24-4549 】

※受講をキャンセルする場合、受講日前日17時迄にご連絡下さい。

※当日キャンセルの場合、昼食・教材等のキャンセルができないため、受講料をいただくことになりますのでご了承願います

ご不明な点は整備振興会 教育係まで TEL:0157-24-4544